

閱覽用

平成30年第7回
神崎市農業委員会総会 議事録

平成30年7月4日
神崎市農業委員会

平成30年 第7回 神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年7月4日(水) 午後1時30分開会
2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室
3. 出欠者の状況

出席委員 12名

欠席委員 1名

傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	欠
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	角田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	出

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

6番 原委員 8番 福田委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 鶴智広 副課長 山口秀利

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	7件

議案第5号 農業委員会事務の実施状況等の公表について	1件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	3件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	鶴智広
農政農地係副課長	山口秀利
農政農地係主事	糸山碧

【農政水産課職員】

農政企画係主事	山田昇平
農政企画係主事	川端晃博

6. 会議の概要

事務局長

こんにちは。本日は大変お忙しい中、総会に出席していただき誠にありがとうございます。着席して議事を進めさせていただきます。

平成30年第7回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長のあいさつをお願いいたします。

会 長(会長あいさつ)

みなさん、こんにちは。昨日のサッカーのテレビ観戦、それから台風の対策と忙しい一日を送られたと思います。私も元々サッカーファンではございませんけれども、今回は、4試合ともテレビ観戦をいたしました。日本人の小さな体で、大きな外国人の選手と互角に渡り合うというのは大変感激をするばかりでございます。

それから、台風は今回は少し外れてそう強くないだろうと安心しておりましたけれども、来てみると意外と強くて、しかも時間が長かったということで、作物にもかなりダメージがあるのではなかろうかと心配しております。

そして、昨日最後には、タイの洞窟の行方不明の13名の少年ですが、見つかったということで大変ほっとしております。そして、最初に救出に来られたのがイギリスのダイバーの方ということで地球の裏側から、ああやって助けに来られるということで、まだまだこの世の中捨てたもんじゃないと感動し、ほっとしたところでございます。

それでは、只今から、平成30年第7回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

本日の出席委員は12名です。欠席届が、4番香月委員より提出されております。

定足数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。森会長、よろしく願いいたします。

(議長登壇)

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、6番 原委員と8番 福田委員の2名を指名いたします。

よろしく願いいたします。

議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の鶴局長、山口副課長を指名します。

議長

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	7件
議案第5号 農業委員会事務の実施状況等の公表について	1件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	3件

以上、5議案14件、報告第1号の3件でございます。

ご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから、最初に議席番号と氏名を言って、マイクを通して発言されるようお願いいたします。

(農地法第5条関係)

(受付番号1番 申請者入室)

議長

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

受付番号1番について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

議案書の1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地の所在は、神埼町〇〇 字〇〇 〇〇番の田554㎡です。

転用の目的や理由、貸し付け人、借り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、工事完了は平成30年12月31日の予定です。

権利の内容は使用貸借による権利の設定で、農振除外は決定済み。農地区分は、かんがい排水事業の受益地である「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」として第1種農地に該当しますが、農地転用不許可の例外である許可基準は「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」となります。

位置図などを3ページ、4ページに添付しています。

申請に必要な書類は全て整っていて、行政庁などとの必要な事前協議は行われており、排水処理や被害防止については、周辺農地への支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号1番については、地区担当委員の6番原委員のご意見をお伺いいたします。

6番 原委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

6番の原です。第1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容などを申請者に確認しましたが、申請地は集落内にある農地で数件の家に隣接しております。周囲の農地の営農に影響がないように計画されていて、地区の同意もありますので問題は無いと思われます。

皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

議 長

質疑も無いようですので、質疑を終了いたします。

申請者の方は退室をお願いいたします。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号2番 申請者入室)

議 長

次に、受付番号2番について審議いたします。事務局より説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地の所在は、神埼町〇〇 字〇〇 〇〇番の土地の一部 田2, 185㎡で、その他に一体利用する市有の雑種地と合計して事業面積は2, 719㎡です。転用の目的や理由は、〇〇建設に伴う仮設資材置場の一時転用申請で、貸し付け人、借り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、一時転用終了後の農地復元の完了は平成31年3月31日の予定です。権利の内容は使用貸借による権利の設定で、農振除外は平成30年5月18日付けで決定済み。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地として「鉄道の駅の改札口より概ね300m以内」である第3種農地に該当し、許可基準は「許可し得る」となります。位置図などを5ページ、6ページに添付しています。

申請に必要な書類は農地復元確約書も含めて全て整っていて、行政庁などとの必要な事前協議は行われており、排水処理や被害防止については、周辺農地への支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われま

す。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号2番については、私が地区担当となっておりますので、私、森の方より意見を申し上げます。

議 長

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

第1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の増田推進委員とともに現地の状況、転用の内容などを申請者などに確認しましたところ、申請地は6月の総会で審議をし、承認をした、〇〇建設地のすぐ隣の土地でございます。周囲の農地また、営農活動には全く支障が無いというように考えております。また、今回は一時転用の後

農地を復元するという確約も提出されておりますので、仮設資材置き場としては問題ないと思っておりますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

これより質疑に入ります。

受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑はありませんか。

議長

無いようですので、質疑を終了いたします。

申請者の方は退室をお願いします。

(受付番号2番 申請者退室)

議長

これより採決に入ります。議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号3番 申請者入室)

議長

次に、受付番号3番について審議いたします。事務局より説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

議案書の2ページをご覧ください。

受付番号3番、申請地の所在は、神埼町〇〇 字〇〇 〇〇番の畑52㎡で、その他に一体利用する隣接宅地と合計して、事業面積は579.95㎡です。転用の目的や理由、譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、工事完了は平成30年10月31日の予定です。権利の内容は所有権の移転で、農振除外は決定済み。農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地として「宅地化の状況が住宅などが連たんしている区域に近接する区域内にある農地」の第2種農地に該当し、許可基準は、用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。位置図などを7ページ、8ページに添付しています。

申請に必要な書類は整っていて、行政庁などとの必要な事前協議は行われており、排水処理や被害防止については、周辺への支障が無いよう計画されていて地区の同意もあ

り、問題ないと思われます。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

議案第1号、受付番号3番については、地区担当委員の7番大田委員のご意見をお伺いいたします。

7番 大田委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

7番の大田です。

第1号議案の受付番号3番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。昨日、工事担当のスタッフの方から説明を受け、その後、地区担当の推進委員の方に説明に行かれるということで説明を受けました。申請地は、〇〇の現在の駐車場に隣接し、宅地と一体利用して駐車場とするには、周囲は宅地で農地の広がり無く、地区の同意もありますので問題は無いと思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

議 長

無いようですので、質疑を終了いたします。

申請者の方は退室をお願ひいたします。

(受付番号3番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号3番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号4番 申請者入室)

議 長

次に、受付番号4番について審議いたします。事務局より説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号4番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号4番について、まず議案書の修正をお願いします。

この申請事業において、道路の右折車専用帯が設置されることになりましたので、施設用途の内訳面積が変更となります。受付番号4番の中ほどで、施設用途の欄になります。施設用途の内訳欄に駐車場133台と通路の3, 315. 69㎡とありますが、131台の3, 313. 69㎡に変更となります。そして、その他1, 669. 25㎡が1, 671. 25㎡に変更となります。これに右折車専用帯100. 90㎡が含まれます。修正をお願いします。

また、追加資料として、敷地の雨水・汚水の排水計画図をお配りしていますので、ご確認ください。では、説明させていただきます。

受付番号4番、申請地の所在は、千代田町〇〇 字〇〇 〇〇番の他、田2筆の合計8, 366㎡です。転用の目的や理由、譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、工事完了は平成31年5月31日の予定です。権利の内容は所有権の移転で、農振除外は平成30年6月8日付けで決定済み。農地区分は、かんがい排水事業の受益地である「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」として第1種農地に該当しますが、農地転用不許可の例外である許可基準は、事業認定を受けられた「土地収用法の規定による告示に係る事業」が該当します。位置図などを9ページ、10ページに添付しています。

申請に必要な書類や融資関係の資料は提出されていて、行政庁などとの必要な事前協議は協議が進んでおり、排水処理や被害防止については、周辺農地への支障が無いよう計画されていて地区の同意も得られています。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。議案第1号、受付番号4番について、地区担当委員の2番筒井委員のご意見をお伺いいたします。

2番 筒井委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

2番の筒井でございます。

第1号議案の受付番号4番の申請は私の担当地区です。

私は、地区担当推進委員の西岡さんと、今日見て話し合いました。

申請された転用事業は〇〇として事業認定を受けたものです。周辺農地の営農活動に支障が無いよう計画され、開発協議や工事関係の許可申請も確実にこなわれていると思いますが、改めて排水処理計画について確認し、皆さんと審議したいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

議 長

地区担当委員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。受付番号4番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

2番 筒井委員

この図面をよく見てみますとですね、西の方に国営水路が流れていますが、この国営水路に排水は、処理水は真っ直ぐ流れて良いだろうかと考えております。

議 長

申請者の方この質問に回答をお願いします。

申請者

失礼します。代理で答えさせていただきます。合併浄化槽で浄化して国営水路に流す計画で、佐賀県知事の許可を頂くようにしております。許可の時点で、水路管理者の農政局の同意が必要ということであれば、農政局の方から頂きたいと思っております。今のところは、開発行為の申請につきましては、同意を貰ってくるような指示はあっておりません。

このようなことで、ご理解を頂きたいと思えます。

2番 筒井委員

まだ、許可は貰っていないという事ですか。

申請者

詳しくご説明いたしますと、〇〇さんは、日本の将来を背負って立つ子供さん達の教育の場であるということであるということで、暗渠排水工事とか色んなことされておりますけれど、公共工事と一緒にことですね、土地収用法に基づいて、もし、売らんといっても収用してもよいという事業認定という許可を受けております。それで、事業認定の許可を受けておりますけど、農業委員会の許可と開発行為の申請はしなくては行かないです。農業委員会の許可が下りると同時に開発行為の許可も同時許可になります。全ての許可と一緒に下りてくるものですから、許可は、農業委員会の許可を受けないと下りてこないという状態です。だから、開発行為を先に頂くというのは出来ないということです。

2番 筒井委員

分かりました。

それとですね、私も土木関係をしていたんですけど、昔は面積に対して何人槽とか、人間に対して何人槽とか決まっとったのですが、今はどういうふうになってるでしょうかね。

申請者

これはですね、神崎市役所の下水道課、神崎市は、千代田地区については、町村合併前から合併浄化槽をつけるという形になっておりますので、合併浄化槽で対応させていただきたいと思っております。神崎町とかについては公共下水道がはしりますけど、千代田町については合併浄化槽対応ということで、合併浄化槽の面積等についてはですね、建築面積によって人槽が決まります。実際は、神崎市さんが付けてくれるんですよ。行政の許可とか全部ですね、神崎市の下水道課の承認のもとに進んでおります。市町村型ですので、計算とかは下水道課の方でされます。計画としては、45人槽になっております。

議長

よろしいですか。

2番 筒井委員

家も合併浄化槽の大きいとば入れとるですもんね。45人槽とかですけど、あげん広か面積で〇〇が120人から160人と聞いたもんじゃい、それくらいの浄化槽の大ききでよかやろうかと思うて気になったけん。

それと気になつとるとはですな、西の方に国営水路の管理道路があるですな、あれは、幼稚園生の送迎の道路にも使われるとやろうばってん、その許可は要らないかどうかようか。

申請者

事業認定を頂く前にはですな、非常に難しい法律ですので、佐賀新聞にですな、何十万か掛けて広告を出しまして、何月何日に事業認定に伴う説明を行いますということで、昨年の12月に〇〇の公民館におきまして、〇〇地区関係者、〇〇地区関係者にお集まりいただきまして、説明会をいたしまして、全てビデオテープを廻しまして、写真も撮りまして、地区の意見はこうございましたということで、全てご報告いたしまして、土地収用法の事業認定が下りたということでございます。ご存知の通り委員さんが言われる西側の道路については、地区から拡幅の要請がございましたが、〇〇さんも自分が土地を買うということで、今回の滞留車線についても、市に帰属するといろんな問題が発生しますので、西側の土地については、将来拡幅される場合は用地の協力をしますという覚書で良いということと、西側の道路については、一般の父兄さんが送迎されるには個人の自由ですので仕方ないことですが、送迎用のバスについては通さないとお約束をさせていただいております。ちなみに、〇〇の西側の道路につきましては、調べたところ農道でございました。北側は市道になってますけど非常に難しいところで、地区として市道に昇格させて道路管理はぴしゃっとやりたいということで、説明会してビデオテープ廻して全て終わっておりますので地区の了解は100%頂いているものと思っております。

2番 筒井委員

わかりました。その南の道路は市道でまだ県道じゃないもんね。大きい道は。

申請者

南側の道は、神崎市道小物成・姉線だと思えます。先ほど、合併浄化槽の答えをしてみせんでしたけど、委員さんのところは食堂を経営されているということで、油を使ったりする場合は通常合併浄化槽の大きいのをかわせるわけですよ。ラーメン屋と天ぷら屋さんちゃんぽん屋さんていうのは、油が河川に流れたらいけないということで、実際20人でよかとはですな40人槽とか使わされます。和食堂であれば20人なら20人でよかです。〇〇さんも〇〇たちに油とか使うものをしょっちゅう食わせななからうけん、そういうことで、計算式は保健所が計算しますので、法的には全然問題ないと思っております。

2番 筒井委員

わかりました。それと、この図面がね、最初貰った時とずうっと排水のところが変わっているから度々変わってよかとかと思って、図面は最初貰った時ので通してもらわんとですね、私も東部土地改良区の理事をしよるとですけど、その時は排水はどうなってるか聞いたときは、北のクリークに流すだろう、西にはできないだろうと言われたけど、農業委員会から貰った図面とか今来てある不動産屋さんから貰った図面が度々変わっているけん変わっていいもんやろうかとお伺いしております。

申請者

大変申し訳ございませんが、申請図面と成工図面というのは変わります。仕事をしている途中に地元からこうしてくれとか色んな要請がございますので、出来る範囲では変更して行きますので、図面が変わるといのは常にございます。最後は、東部土木事務所の所長の検査を受けます。周辺住民には迷惑をかけないということで、開発行為の許可済証というのが来ます。それから初めて建築が出来る状態になりますので、図面が変わることは大変申し訳なかったんですけど、変わることは多々ありますのでご了承頂きたいと思えます。

2番 筒井委員

分かりました。ありがとうございました。

議 長

他に質疑ありませんか。

議 長

無ければ、質疑を終了いたします。申請者の方は退室をお願いいたします。

(受付番号4番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号4番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号1番 申請者入室)

(農地法第4条関係)

議 長

それでは、議案書の11ページをお開きください。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

受付番号1番について審議いたします。事務局より説明させます。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

議案書の11ページをご覧ください。受付番号1番、申請地の所在は、神埼町〇〇 字〇〇 〇〇番の畑343㎡で、隣接宅地2筆と一体的に住宅敷地として長年活用されてきた追認申請です。追認申請の目的や理由、申請人、施設の用途などは記載のとおりで、農振除外は 決定済み。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地として「市役所の出入口から概ね300m以内」である第3種農地に該当し、許可基準は「許可し得る」となります。位置図などを12ページ、13ページに添付しています。

申請に必要な書類は全て整っていて、追認申請に至る顛末書や現況写真などが提出されています。行政庁などとの必要な協議は行われており、追認申請に関しての地区の了解による同意書が提出され、問題はないと思われまます。説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第2号、受付番号1番については、地区担当委員の10番鶴委員のご意見をお伺いいたします。

10番 鶴委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

10番の鶴です。第2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請者に確認しましたが、申請地は長年にわたり住宅敷地として利用されていたが、境界の確定など、土地の登記が完了してから農地であったことが分かり、申請者も今後このようなことが無いよう反省されており、地区の同意もありますので追認は止むを得ないものと思います。

皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長

これより質疑に入ります。

受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

議長

質疑も無いようですので、質疑を終了いたします。

申請者の方は退室をお願いいたします。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請、受付番号1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(議案第3号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の14ページをお開きください。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

受付番号1番を審議いたします。事務局より説明をいたします。

事務局

【議案第3号、議案書を基に朗読後、説明】

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の14ページをご覧ください。受付番号1番は、使用貸借権の設定であり、申請理由などは記載のとおりです。申請地の位置図を15ページに添付しています。

申請は、農地の全部の効率的耕作要件、経営面積の下限面積要件、農作業などへの常時従事要件、農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和要件を満たしている、農地法第3条第2項の各号にある不許可の要件に該当せず、許可基準を満たしているものと思われま。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑はありませんか。

議 長

無いようですので質疑を終了いたします。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可するこ

とに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

(議案第4号 農用地利用集積計画関係)

議長

農政水産課の方の入室をお願いします。

(農政水産課 入室)

議長

次に、別冊の議案第4号をご覧ください。

それでは、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について議題といたします。提案者である農政水産課から1ページの総括表について説明を求めます。

農政水産課

【議案第4号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の川端と申します。よろしく願いいたします。

着席して説明させていただきます。

それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

まず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表 利用権設定関係

神埼町新規1件、再設定5件、計6件

内訳は、田15筆20,978㎡、

千代田町新規0件、再設定1件、計1件

内訳は、田2筆4,035㎡、

神崎市合計7件

内訳は、田17筆25,013㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町新規分の受付番号1番について審議いたします。

農政水産課より説明を求めます。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町 新規1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田8筆7， 211㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載のとおりとなっておりますのでお目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画、神埼町新規分の受付番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、3ページの農用地利用集積計画、神埼町再設定の受付番号1番から受付番号5番について審議いたします。

農政水産課より説明を求めます。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの神埼町 再設定1番から5番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田7筆13， 767㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画、神埼町再設定分の受付番号1番から5番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、4ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定の受付番号1番について審議いたします。

農政水産課より説明を求めます。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの千代田町再設定1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田2筆4, 035㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑はありませんか。

議長

無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画、千代田町再設定の受付番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

以上で、議案第4号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についての審議を終わります。

農政水産課の皆さんお疲れ様でした。

(農政水産課 退室)

(農業委員会事務の実施状況等の公表 関係)

議長

続きまして、別冊の議案第5号、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題といたします。

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、関連しておりますのでまとめて事務局より説明をさせます。

事務局

【議案第5号の議案書を基に朗読後、説明】

議案第5号 農業委員会事務の実施状況等の公表について説明します。

「農業委員会事務の実施状況等の公表について」につきましては、平成28年4月の農業委員会等に関する法律等の一部改正の施行により、農業委員会は、農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況を公表することとされておりますので、農業委員会の活動計画及び点検・評価を取りまとめて、総会において承認を求めます。

つきましては、議案書に添付した資料は、平成29年度の農業委員会の活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と、今年度の平成30年度の活動の目標及びその達成に向けた活動計画を取りまとめたものです。今一度お目通しいただき、ご意見などありましたらお願いいたします。

なお、ご承認いただいた後は、速やかに神埼市のホームページなどで農業委員会の活動計画及び点検・評価を公表し、佐賀県を經由して農政局に報告することになります。説

明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑(異議)ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号、農業委員会事務の実施状況等の公表について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本計画は、原案のとおり承認することに決定いたします。

なお、様式2の活動計画の(案)につきましては、県へ報告することといたします。

(報告第1号 農地法第18条第6項関係)

議 長

次に、別冊の報告1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題とします。

1ページの、受付番号1番から受付番号3番までについて、事務局より報告をいたします。

事務局

【報告第1号、受付番号1番から3番について報告書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。

農地法第18条第1項ただし書きの第1号から第3号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっていますので、提出があり受理したものを報告します。

1ページに記載の受付番号1番から3番につきましては、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約です。説明は以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等についてのご質問はありませんでしょうか。

議 長

無いようですので、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりです。

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第7回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。

14 時 30 分 閉会